

# 農林水産統計の改革

## 1. 農政改革の支えや公共財としての統計

農林水産統計は、政策目標の設定、財政支出、法令の執行に直結しており、正確で迅速な統計は、農林水産業の構造改革を進め、食料の安定供給のための政策の検討、検証に不可欠。

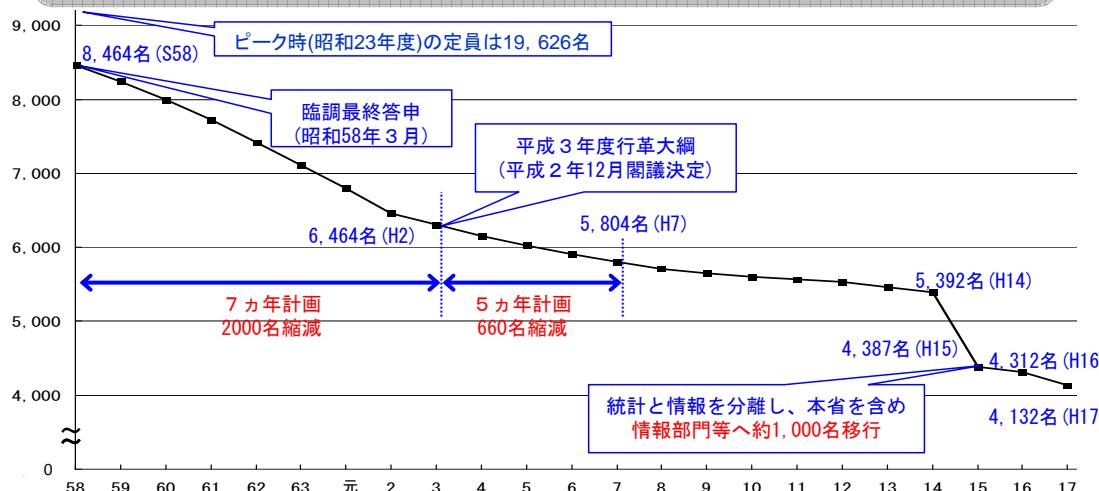
また、プライバシーや財産等に深くかかわる調査、対面調査のみでは把握できない調査が多いことが特徴。(個人の農業収支等を調査する経営統計、水田等で直接作柄を調査する生産統計)



## 2. 農林水産統計の改革の経緯

### (1) 平成16年以前の改革

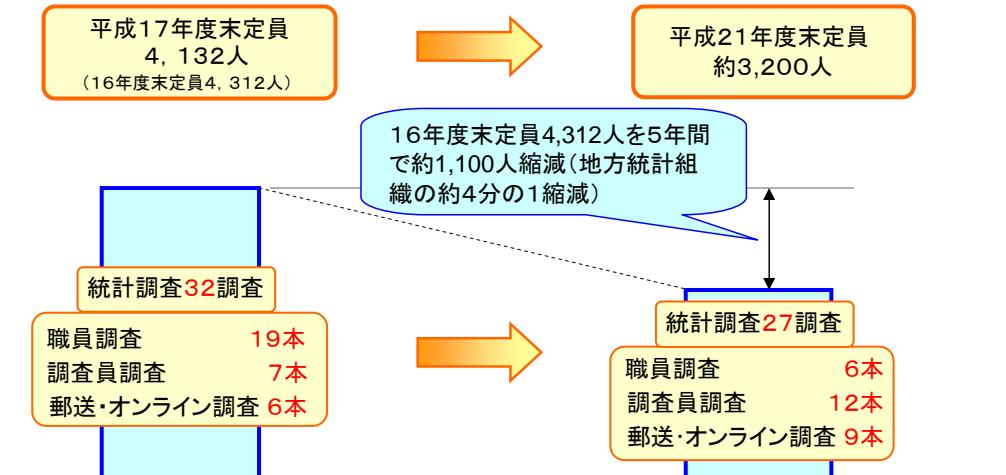
農林水産統計に係る地方組織の定員は、ピーク時には、19,626名であったが、その後、臨調、行革等の数次の改革により一貫して合理化を進め、定員は4,312名(平成16年度末)まで減少。



### (2) 平成16年の農林水産統計の抜本的見直し(平成17~21年の改革)

- 農林水産統計について、農政改革に対応して統計調査をゼロベースから抜本的に見直しを行い、アウトソーシングを実施。
- このことに伴い、地方統計組織の定員を17年度より5年間で約25%、約1,100人の縮減に取り組んでいるところ。(平成17年度末定員は、4,132人まで減少)

平成16年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(骨太2004)」及び平成16年12月の「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(スリム化計画)」



## 3. 農林水産統計の更なる改革

農政改革の進捗(経営所得安定対策等大綱の決定(平成17年10月)等)に伴い、農林水産統計調査を更に改革することとし、農業経営統計調査について、調査の重点化・簡素化に向けて以下の点について検討し、調査実査、企画取りまとめ業務、総務事務の業務内容を精査。

### ① 農業経営統計調査

- 新たな経営安定対策を踏まえ、担い手に重点を置いた標本配置の変更
- 調査の客体における簿記記帳の実施状況に応じた調査手法の変更

### ② 林業経営統計調査、漁業経営調査

- 調査手法の変更

## 農林統計関係

### 【定員純減に向けた検討の方向】

- 各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。  
　　国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。  
  
　　－統計の実査業務について、調査員調査、郵送調査へ移行し、原則として  
　　国の職員による実査を全て廃止

### 【現時点における検討結果】

- 1 農林水産統計は、農林水産省が行う様々な施策の政策目標の設定、財政支出の水準決定、制度運営に直結するデータを提供するとともに、基本計画における自給率の設定はもとより、経営安定対策やコメ政策改革をはじめとする農政改革を推進する際の基礎データの提供を通じて、その支えとなる業務を担っている。
- 2 具体的には、農林水産行政の施策の策定、実施に資するよう農林水産業、関連産業、消費者等を対象に、農山漁村地域や経営、生産、流通・加工、消費の実態・動向等を把握し、これを省内政策部局に提供するとともに、消費者を含む国民各層に対しても様々な形態で提供を行っている。

#### (農林水産行政と農林水産統計との関係)

- ① 食料の安定的供給…………生産統計（水稻作況調査等）
  - ・ 米、麦、野菜、畜産物等の需給安定
- ② 農業経営の安定…………経営統計（農業経営統計調査等）
  - ・ 農畜産物価格の決定
  - ・ 経営安定対策の実施
- ③ 被害農家の救済…………被害統計（作物統計調査等）
  - ・ 農業災害補償の実施
  - ・ 生産者への融資を必要とする災害等の指定
- ④ 担い手の育成及び確保…………構造統計（農業構造動態調査等）
  - ・ 農業経営の組織化・法人化の推進
  - ・ 新規就農対策の実施
- ⑤ 農畜水産物の価格安定…………流通統計（畜產物流通統計調査等）
  - ・ 価格安定制度の実施
- ⑥ 食料の流通・消費の改善…………流通・消費統計（食品ロス統計調査等）
  - ・ 流通コストの削減
  - ・ 食育の推進

3 農林水産統計については、既に平成16年に農林水産統計調査をゼロベースから抜本的に見直し、調査本数を32本から27本へと削減することとした。また、引き続き行う調査についてもアウトソーシングを導入し、国の職員の関与を限定する（注）ことにより、職員調査を19本から6本へと大幅に削減することとしている。これに伴い、農林水産統計要員については、平成17年～21年の5年間で約1,100名の縮減（4,312名→約3,200名）を目指すとしたところである。（以下、「平成17～21年の改革」という。）

また、農林水産統計要員の縮減に伴い、今後要員が小規模となると見込まれる統計・情報センター全国90か所について平成18年度に統合することとしたところである。

（注）漁業生産量調査、食品の価格形成状況調査等の調査員調査化、畜産物の流通実態調査、食品流通の構造実態調査等の郵送・オンライン調査化

4 今般、品目横断的経営安定対策の方向性が示されたこと等に伴い、農政改革の進捗に応じた農林水産統計調査をさらに改革することとし、農業経営統計調査について、更に業務内容を精査し、調査の重点化・簡素化に向けて以下の点について検討中である。

① 農業経営統計調査

- ・ 経営安定対策を踏まえつつ、担い手に重点を置いた標本配置の変更
- ・ 客体における簿記記帳の実施状況に応じた調査手法の変更

② 林業経営統計調査、漁業経営統計調査

- ・ 調査手法の変更

5 なお、統計調査のうち、経営統計・生産統計については、

- ① 調査結果が、国の財政支出や生産者の収入等に直接的に影響することから、公正かつ高い正確性が求められること
  - ② 個人のプライバシーや財産等に深く関わるため、公務員であることによる信頼と安心感がないと正確な把握が困難であること
  - ③ 必要な専門知識を持つことが調査に不可欠なこと
- 等の理由から職員調査が不可欠な場合があることに留意しつつ、上記検討を進めることとする。

# 「行政改革の重要方針」

(総人件費改革の実行計画関連・農林水産省関係)

(平成17年12月24日 閣議決定)  
(抄)

## 4 総人件費改革の実行計画等

### (1) 総人件費改革の実行計画

公務員の総人件費について、定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進により、大胆に削減する。その際、政府の規模の大胆な縮減に向けて、国家公務員（94.8万人、郵政公社職員を含む。）の総人件費について、対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めるとともに、地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請し、官のリストラ努力について国民の理解を得られるよう、あらゆる手段を駆使して改革を断行する。

このため、「総人件費改革基本指針」（平成17年11月14日経済財政諮問会議）に即し実行計画を定めることとし、業務の大胆かつ構造的な見直しを実現するための枠組み及び独立行政法人等について総人件費を削減する具体的な実行措置等を含め、今後5年間で実行すべき取組を定める。

これらを、平成18年度予算や地方財政計画から順次反映することとする。

#### ア 公務員の定員の純減目標

##### ① 国家公務員の純減目標

政治的リーダーシップの下、今後5年間で、郵政公社職員を除く国家公務員（定員ベースで68.7万人）を5%以上、純減させる。

##### (ア) 国の行政機関の定員

国の行政機関の定員（33.2万人）を今後5年間で5%以上純減させる。

このため、定員合理化計画（定員の10%以上削減）の実施に当たって、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減（1.5%以上の純減）を確保するとともに、以下の重点事項を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減（ワークアウト）を強力に進め、その結果を定員の削減（3.5%以上の純減）に反映させ、5%以上の純減を確保する。その際、実施に向けてさらに個別具体的な取組の検討を要するものについては、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」（行政改革推進本部独立行政法人有識者会議を平成18年1月に改組）の知見も活用しながら、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。この政府方針の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、今後5年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定

める定員の総数の最高限度を引き下げる。

(a) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

( i ) 農林統計関係

- ( ii ) 食糧管理関係
- ( iii ) 北海道開発関係 等

(b) 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し

- ( i ) 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- ( ii ) 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとに設置されている地方支分部局について事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- ( iii ) 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）により業務を大胆に縮減する。
- ( iv ) 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。
- ( v ) 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- ( vi ) 調査・統計関連業務の外部委託や合理化を行う。

(c) 包括的・抜本的な民間委託等

- ( i ) 市場化テストのモデル事業に着手しているハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務
- ( ii ) 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務
- ( iii ) 給与計算等の内部事務・定型的業務
- ( iv ) 非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行う。

【中略】

(e) 非公務員型独立行政法人化等

- ( i ) 森林管理関係業務
- ( ii ) 国立高度専門医療センター
- ( iii ) 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野 等

【後略】